

# NEWSLETTER

February 2023

## 韓国の最新知財情報 - 2023年2月

- 2022年度知的財産権の統計分析 ----- 01
- 半導体およびブロックチェーン技術分野、特許出願優先審査を実施 ----- 05
- 仮想商品および画像デザイン関連の特許庁審査基準の改正 ----- 07

### ☑ EDITOR



Young Mo KWON



Hyeon Gil RYOO



Hyungwon Chae

[MORE](#) ▼

ニュースレターの内容に関するお問い合わせは、[news@leekoip.com](mailto:news@leekoip.com)または各担当者の連絡先にお寄せください。

このニュースレターは一般的な情報の提供を目的として発行されたものであり、Lee&Koの公式見解または法律意見ではありません。Lee&Koのニュースレターの受信をご希望でない場合は、このメールに返信または[こちら](#)をクリックし、件名に「受信拒否」とご記入のうえ、送信してください。

CONTACT



**Seong Tahk AHN**

T: +82,2,6386.6239  
E: [seongtahk.ahn@leekoip.com](mailto:seongtahk.ahn@leekoip.com)



**Eun Young JANG**

T: +82,2,6386.6669  
E: [eunyoung.jang@leekoip.com](mailto:eunyoung.jang@leekoip.com)

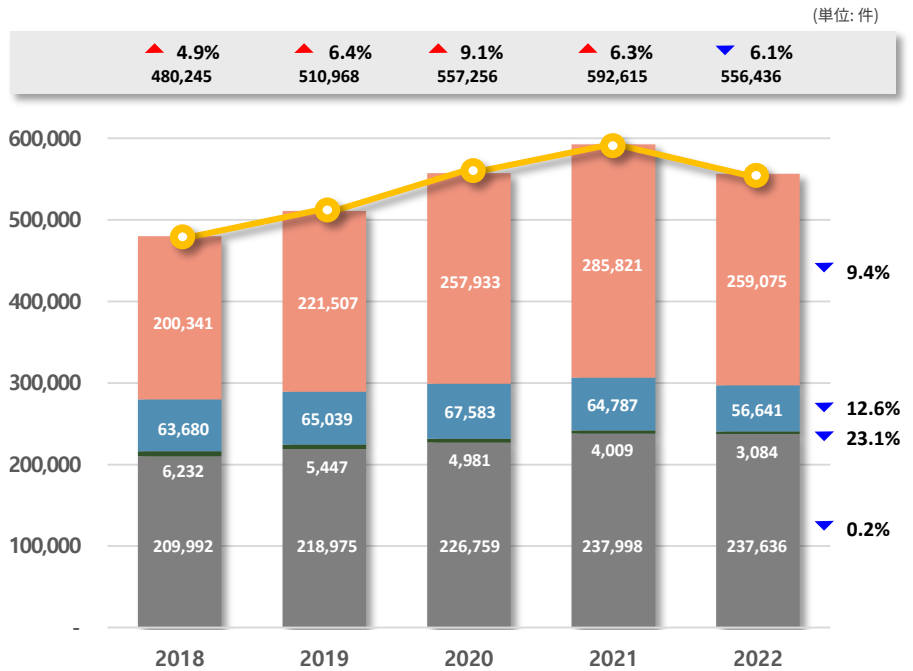
**2022年度知的財産権の統計分析**

2022年度知的財産権出願の統計、審査所要期間、および登録査定率を分析した。2022年度、韓国特許庁に出願された知的財産権出願は前年度に比べて全般的に減少したが、外国人出願は小幅に増加し、特に、米国人と欧州人の出願が増加した。2021年度と比較して特許庁の登録査定率には変化がなかったが、審査着手/終結時期は数ヶ月遅延された。以下において、詳細に説明する。

**1. 知的財産権全体の出願動向**

特許、実用新案、デザイン、商標出願を含む知的財産権全体の出願は、2021年度まで持続的に増加したが、2022年度には556,436件と前年度に比べて6.1%減少した。具体的には、特許0.2%、実用新案23.1%、デザイン12.6%、商標9.4%減少した。

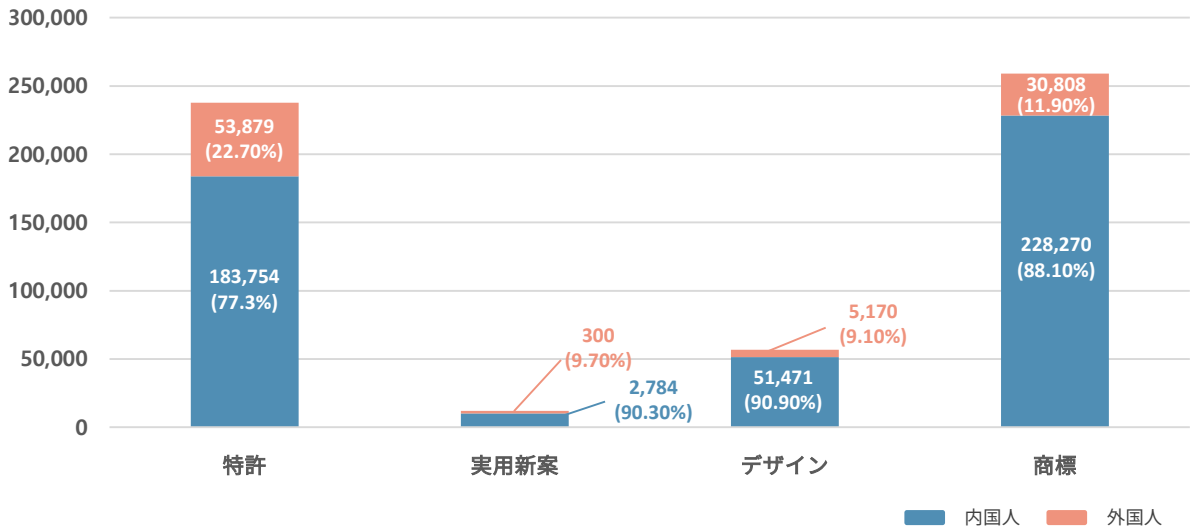
**年度別知的財産権の出願動向**



\*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁を含む) 特許 実用新案 デザイン 商標

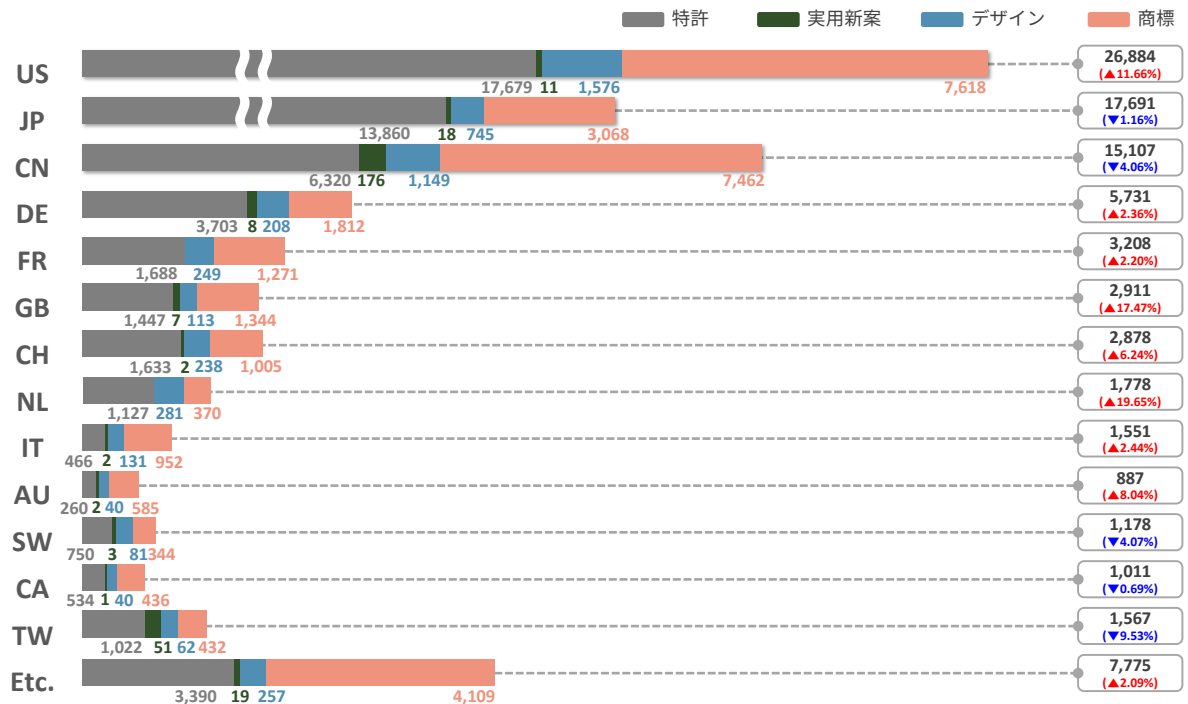
知的財産権の出願を内国人出願と外国人出願に分けてみると、外国人出願は2021年度の87,061件(14.7%)から2022年度の90,157件(16.2%)と小幅に上昇した一方、内国人出願は505,554件(85.3%)から466,279件(83.8%)と小幅に減少した。2022年度の外国人出願比率が特許では22.7%に相当し、残りの出願では約9%ないし12%を占めている。

2022年度の内・外国人出願



外国人出願を出願人の国籍別に分析してみると、米国人出願(31%)、日本人出願(18.2%)、中国人出願(16.1%)が上位を占めるなか、2022年度には前年度に比べて米国人出願が増加したのに対し、日本人と中国人出願が減少した。欧州人出願も全般的には小幅に増加した一方、台湾人出願は小幅に減少し、欧米の出願人による出願が増加してアジアの出願人による出願は減少する傾向を示した。

2022年度の外国人国家別国内出願



## 2. 特許出願の動向

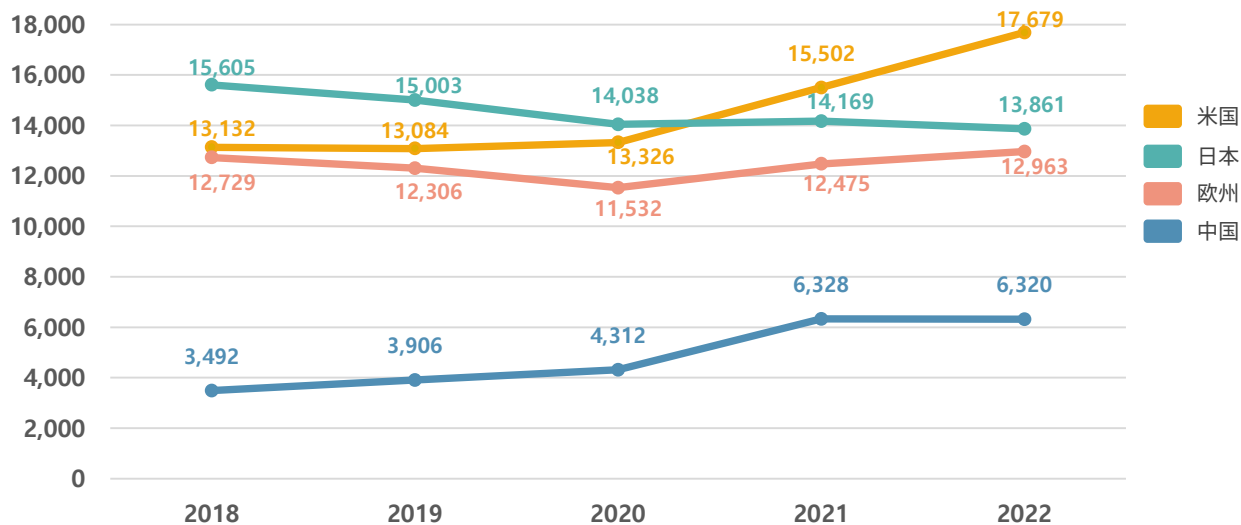
特許出願の動向をさらに検討してみると、2022年度の国内特許出願(PCT出願を含む)は237,636件と2021年度水準を維持したが、韓国特許庁を受理官庁とする2022年のPCT出願は21,916件と、2021年に比べて6.8%増加した。国内特許出願人の類型別としては、国内大企業(▲9.3%)、外国人(▲4.0%)、国内中小企業(▲0.8%)の出願は増加したが、国内個人(▼13.6%)の出願は減少した。

### 2022年度の特許出願動向

区分	2018	2019	2020	2021	2022	
					出願	増減率
全体	209,992	218,975	226,759	237,998	237,636	▼0.2%
大企業	35,350	39,623	39,918	40,353	44,114	▲9.3%
中堅企業	11,114	10,894	10,860	11,158	10,842	▼2.8%
中小企業	45,974	49,569	56,973	62,639	63,165	▲0.8%
大学・公共研究機関	27,205	26,922	27,870	29,715	28,992	▼2.4%
外国人	47,867	47,553	46,315	51,783	53,880	▲4.0%
個人	41,089	43,124	43,369	40,909	35,355	▼13.6%
その他	1,393	1,290	1,454	1,441	1,288	▼10.6%

2022年、韓国に特許出願した外国出願人の国家別出願は、前年に比べて米国(▲14%)、欧州(▲3.9%)が増加した一方、中国(▼0.1%)、日本(▼2.2%)は減少した。これら4ヶ国/地域の出願人の国内出願は、国内の外国人出願の94.3%を占めている。これら4ヶ国/地域の出願人による最近5年間の国内特許出願件数の推移を下記表に示した。

### 外国出願人の主要国家別国内特許出願



技術分野別の内国人出願においては、半導体(▲18.3%)、電子商取引(▲7.5%)、電子(デジタル)通信(▲5.8%)などの先端技術分野を中心に出願が増加した。半導体分野の外国人出願現況を見ると、米国人の国内半導体出願が増加した一方、日本人と台湾人の国内出願は減少した。

### 3. 審査着手・終結期間と登録査定率

2022年度には、前年に比べて特許、実用新案、および商標審査においては審査着手時点が2.3ヶ月～3ヶ月遅れたが、審査着手から審査終結までの審査期間は若干減少し、審査終結時点までの期間は最終的に1.5ヶ月ないし2.4ヶ月遅れた。デザインの場合には有意義な変化はなかった。2022年度の登録査定率は前年度と同様に特許74.3%、実用新案47.5%、デザイン87.3%、商標84.0%であった。

#### 2022年度の審査所要期間、単位:月

区分	特許	実用新案	デザイン	商標
審査着手	13.7	15.1	5.8	13.1
審査終結	17.3	18.3	7.1	16.2
審査期間	3.6	3.2	1.3	3.1

## CONTACT



Hyungwon CHAE

T: +82.2.6386.6632

E: [hyungwon.chae@leekoip.com](mailto:hyungwon.chae@leekoip.com)

## 半導体およびブロックチェーン技術分野、特許出願優先審査を実施

韓国特許庁は、半導体技術分野の特許出願を2022年11月1日から1年間、優先審査対象に指定した。また、ブロックチェーン技術に関連した出願も優先審査対象に含まれた。

今回の措置を通じて、韓国の半導体関連企業、研究開発機関、大学などが優先審査を利用する場合、平均2.5ヶ月だけで特許審査を受けられるため、既存に比べ約10ヶ月早く特許を獲得できるものと見込まれる。参考として、半導体技術分野の一般審査の所要期間は、2021年基準でおよそ12.7ヶ月である。このような優先審査対象の指定は、全世界の技術覇権競争が深まる状況において、半導体関連の韓国企業の国際競争力を強化するためのものである。

具体的な対象は、半導体技術に直接関連する出願でありながら、以下の項目をすべて満たさなければならない。

### ■ 以下の半導体関連特許分類(CPC)が主分類として与えられること

- |                              |                            |
|------------------------------|----------------------------|
| ■ H01L(半導体素子、製造)             | ■ C23C(蒸着工程(半導体製造関連))      |
| ■ G11C(半導体装置関連回路(駆動))        | ■ H01J(プラズマ工程(半導体製造関連))    |
| ■ G01R(半導体装置検査)              | ■ B24B(研磨工程(半導体製造関連))      |
| ■ H05K(印刷回路基板)               | ■ B41J(インクジェット印刷(半導体製造関連)) |
| ■ H01S(半導体レーザー)              | ■ C30B(単結晶成長(インゴット関連))     |
| ■ G03F(フォトリソグラフィ工程(半導体製造関連)) |                            |

- ### ■ ①国内において、半導体関連製品、装置などを生産するか、生産の準備中である企業の出願、②国家研究開発事業の支援を受けた研究開発遂行機関の出願、または③「国家先端戦略産業の競争力強化および保護に関する特別措置法」に基づく半導体特性化大学または大学院(産学協力団を含む)の出願であること。

今回の措置を通じて、韓国の半導体製造企業および韓国に半導体生産基地を備えた海外企業の半導体技術特許権利化に速度がつくものと予想される。

韓国は半導体技術分野の特許出願比重が高い点を考慮すると、このような優先審査対象の指定は、特許庁内に審査滞積現象をより一層加重させ得る。これに対応するために特許庁は、先ず、2022年11月に半導体分野専門の特許審査官を30人採用することを公告した。半導体の現場経験が豊富な退職研究人材や民間専門家が主な採用対象であり、成果を見つつ今年下半期にさらに多くの人員を追加採用する方針である。

一方、ブロックチェーン技術に関連した出願も、2022年11月、優先審査対象に含まれた。韓国特許庁は、2018年、第4次産業革命関連の7大技術分野(人工知能、モ

ノのインターネット、3Dプリンティング、自律走行車、ビッグデータ、知能型ロボット、およびクラウドコンピューティング)特許出願を初めて優先審査申請対象に指定して以来、毎年その対象を拡大してきており、今回のブロックチェーン技術の追加指定により以下の計17個の技術分野が第4次産業革命関連の優先審査申請対象になった。

- 人工知能
- モノのインターネット
- 三次元プリンティング
- 自律走行車
- ビッグデータ
- クラウドコンピューティング
- 知能型ロボット
- スマートシティ
- 仮想拡張現実
- 革新新薬
- 再生可能エネルギー
- オーダーメイド型ヘルスケア
- ドローン
- 次世代通信
- 知能型半導体
- 先端素材
- ブロックチェーン技術

CONTACT



Jiwoo JEONG

T: +82,2,6386,0776

E: [jiwoo.jeong](mailto:jiwoo.jeong@leekoip.com)

[@leekoip.com](http://leekoip.com)

仮想商品および画像デザイン関連の特許庁審査基準の改正

1. 特許庁の仮想商品審査処理指針の施行

仮想空間を通じた仮想商品の取引が活発になり、関連の商標出願が急増している最近の傾向に合わせて、特許庁が仮想商品の認定範囲および類似判断に関する指針である「仮想商品審査処理指針」を2022.7.14.から施行した。仮想商品の取引に関する商標権確保のためには、特許庁の新たな指針を参考にする必要がある。「仮想商品審査処理指針」の主な内容は次の通りである。

1. 仮想商品の商品名認定の有無

包括名称である「仮想商品(Virtual Goods)」自体を除く、①仮想商品+既存商品の名称(ex.仮想衣類小売業)、②具体的な現実商品の仮想商品の名称(ex.仮想衣類、仮想靴)を商品名称として認める。

商品名称認定判断の例示

区分	商品類	出願商品(例)	名称認定の有無
1	9	ダウンロード可能な仮想商品	不認定
2	9	仮想商品が記録されたコンピュータプログラム	不認定
3	9	仮想衣類	認定
4	9	仮想製品、即ち、オンライン仮想世界において使用する靴	認定
5	9	ダウンロード可能な仮想衣類	認定
6	35	ダウンロード可能な仮想衣類小売業	認定

<出典:特許庁報道資料>

2. 仮想商品間の類似判断

仮想商品間の類似判断において、(i)現実では類似しない仮想商品間には「非類似」として推定し、(ii)仮想商品に対してはV000000またはVS000000の類似群コードを与えた後、商品によって類似群コードが同一であっても商品の特性によって個別に判断する。



類似	仮想ズボン 9類、V450101  現実商品:ジーンズ G450101	仮想衣類 9類、V450101 
非類似	仮想靴 9類、V270101 	仮想衣類 9類、V450101 

### 3. 仮想商品と現実商品間の類似判断

仮想商品と現実商品間の類似判断において、仮想商品と現実商品は商品の属性、販売経路などが異なるため、原則的に消費者が混同する可能性が低いと見なし互いに類似しない商品として審査する。ただし、周知・著名の商標などと類似している商標が出願された場合には、該当周知・著名な商標などと混同する可能性があるかなどを審査する。

非類似	仮想靴 9類、V270101 	靴 25類、G270101 
-----	---	---

「仮想商品の審査処理指針」の施行以前には、仮想商品に関連して出願される商標の商品名称は「ダウンロードできるイメージファイル(仮想衣類)」などの形態のみが認められていたが、本指針の施行によって「仮想靴」、「仮想カバン」、「仮想自動車」のような「仮想+現実商品」形態の商品名称が認められるため、出願人の利便が高まり、仮想商品のための類似群コードの新設により、商品の類似有無に関する審査の一貫性も高まるものと期待される。

特に、仮想商品と現実商品間の類似性の判断に関する明確な基準がなかった状況において、仮想商品と現実商品は原則的に非類似として審査するというガイドラインが提示されたという点においても大きな意義がある。

## II. 画像デザイン関連のデザイン審査基準の改正

既存の画面デザインと画像デザイン出願が増加している中、デジタルデザイン関連技術の発展と変化する産業環境を反映するため、特許庁はデザイン審査基準を改正した。改正されたデザインの審査基準は2023.1.1.から施行され、主な改定事項は以下の通りである。

### 1. 画像デザインの成立要件関連の「機器操作、機能発揮」要件の緩和

デザイン保護法では、「『画像』とは、デジタル技術または電子的方式で表現される図形・記号など[機器の操作に用いられるか、機能が発揮されることに限定し、画像の部分を含む]をいう。」と規定している。

「機器の操作に用いられる画像」は、機器を制御するために指示、命令などを入力することに使用される図形、記号などを意味し、操作の対象である機器が必ずしも物品である必要はない。多くは操作入力ボタン、バー(bar)、ダイヤルなどが例として挙げられる。以下の例のように、情報通信機器で使用されるアイコンもホームボタンの機能を行うものと見なすことができるため、「情報通信機器用アイコン」の画像デザインとして認められる。

#### 例:情報通信機器用アイコン



「機器の機能が発揮される画像」は、機器が発揮する機能を表現する図形・記号などを意味し、各種グラフ、状態表示灯、警告灯、インジケータ(indicator)などが代表的である。以下の例は、「車両情報表示用アイコン」の画像として車両の特定状態(例:故障状態)を視覚的に表現しているため、「表示機能が発揮される画像」と認めることができる。

#### 例:車両情報表示用アイコン



### 2. 画像デザインの「物品名」関連の包括的名称を許容する方向に緩和

画像デザインを出願する場合には用途が明確に理解され、該当分野において一般的に使用される名称、即ち、「情報通信用画像」、「情報表示用画像」、「アイコン用画像」、「車両情報表示用グラフィックユーザーインタフェース」などは認められる。ただし、「画像」、「画像デザイン」などのように機器の操作に用いられるか、機能が発揮されるか否かが不明確な名称は認められない。

### 3. 画像デザインの「物品名」関連の包括的名称を許容する方向に緩和

「物品の部分に表現された画面デザイン」の画面表示部が、「画像デザイン」の形態とたとえ同一・類似していても、画面表示部は物品の部分デザインであり、画像はそれ自体で独自の物品であるため、物品が互いに異なり非類似なものとして見なすことが原則であることを明確にした。したがって、「物品の部分に表現された画面デザイン」と「画像デザイン」間には、拡大された先出願(第33条第3項)、先出願(第46条)、関連デザイン(第35条)の有無も適用されない。

### III. 商標部分拒絶および再審査請求制度の施行

2022.2.3.改正の商標法において導入された部分拒絶制度および再審査請求制度が2023.2.4.付で施行された。今回、新たに施行される部分拒絶制度は、商標登録出願の指定商品の中で拒絶理由のある指定商品だけを拒絶させる制度である。また、再審査請求制度は、商標登録出願に対する拒絶決定が商品の補正などで容易に解消できる場合には審査官に再度審査を受けられるようにする手続きとして、出願人が拒絶決定を克服できる機会を拡大したものである。詳しい内容は、Lee & Ko IPの昨年のニュースレターをご参照いただきたい(<https://www.leeko.com/upload/news/newsLetter/843/20220420161846348.pdf>)。